

Secure Back 3

サービスライセンス利用規約

株式会社アール・アイ（以下「当社」といいます。）は、当社がお客様に対してライセンス証書に記載されるソフトウェア（以下「関連ソフトウェア」といいます。）に関して提供するサービスの利用に関し、以下のとおりサービスライセンス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（定義）

本規約において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「本ライセンス」とは、当社が本規約に基づき「サービスライセンス」の名称で提供するサービスを利用するための使用権をいい、文脈上（例えば、「本ライセンス」の「提供」という場合等）、当社が本ライセンスに基づきお客様に提供する当該サービス自体も意味し、その内容は第4条で定めるものとします。なお、本ライセンスは、Secure Back Manager 1 ライセンス及び関連ソフトウェアに対して適用されます。
- (2) 「本契約」とは、本ライセンスの利用希望者が第2条第1項に基づき書類で行う本ライセンスの利用申し込みを、当社が承諾することにより成立する本ライセンスの利用に関する契約をいい、本規約のほか、申請書、価格表、マニュアル等の諸規定、及び当社とお客様との間で個別に取り交わされる特約の内容をもって本契約を構成するものとし、「本契約」という場合、これらのすべてを含みます。なお、本契約は、Secure Back Manager 1 ライセンスにつき、1つの契約が締結されます。
- (3) 「お客様」とは、Secure Back Manager 1 ライセンスを既に利用しているか、又は、本契約締結と同時に Secure Back Manager1 ライセンスを購入しており、本契約を締結して本ライセンスを利用する法人、組合又は個人をいいます。
- (4) 「価格表」とは、お客様が製品購入先から本ライセンスを購入する際に適用されるその時々において有効な本ライセンスの利用料金を記載した書面をいいます。
- (5) 「関連契約」とは、お客様が当社との間で締結するソフトウェア使用許諾契約、iDC ライセンス使用許諾契約、評価契約、関連ソフトウェアの売買契約その他関連する契約（なお、関連ソフトウェアに関するものか否かを問いません。）をいいます。
- (6) 「Secure Back Manager」とは、本ライセンスに基づき当社がサービスを提供する対象となるソフトウェアであって、電子データのバックアップを目的としてお客様自身が保有するコンピュータにインストールすべき当社指定のソフトウェアをいいます。
- (7) 「関連ソフトウェア」とは、当社による本ライセンス提供の対象となる Secure Back Manager、及び、それに関連付けられる Secure Back Client、その他 Secure Back Manager 以外のソフトウェアをいいます。なお、関連ソフトウェアは、同一のライセンス証書に記載され、その全てが本ライセンスの対象となります。
- (8) 「関連サービス」とは、iDC ライセンス使用許諾契約に基づくサービス等、本ライセンス及び関連契約に関連するサービスをいいます。
- (9) 「関連資料」とは、関連ソフトウェアに付属するマニュアル、インストールガイド、その他当社がお客様に対して提供する本ソフトウェアに関連する一切の資料をいいます。

- (10) 「契約成立日」とは、本契約が成立した日であって、当社がお客様に対してライセンス証書を発行した日をいいます。
- (11) 「更新選択期間」とは、お客様が、本契約に係る利用料金の支払方法の変更、本ライセンスで利用するディスクスペースの減量、及び本契約を更新しない旨の当社への通知、をできる期間をいいます。なお更新選択期間はライセンス証書記載のとおりとします。
- (12) 「ライセンス証書」とは、お客様が Secure Back Manager 及びその他の関連ソフトウェアを購入後、当社がお客様より購入の申請を受領して承認し、お客様による使用を認めたライセンスを記載してお客様に対して発行する保有ライセンス証書をいいます。ライセンス証書は、本契約に基づき変更された保有ライセンス証書を含み、常に最新のものが有効となります。なおライセンス証書は、Secure Back Manager 1 ライセンスにつき1つ発行されます。
- (13) 「クライアント」とは、バックアップサーバに接続され、関連ソフトウェアである Secure Back Client をインストールした、お客様が使用及び管理するコンピュータをいいます。
- (14) 「バックアップサーバ」とは、Secure Back Manager をインストールした、お客様が使用及び管理するコンピュータをいいます。
- (15) 「iDC ライセンス」とは、お客様の使用及び管理するコンピュータに保存されている電子データの保管先として、当社及び提携事業者が管理するデータセンタのディスクスペースを提供する有料のサービスをいいます。
- (16) 「製品購入先」とは、お客様が本契約を締結した窓口をさし、ライセンス証書の製品購入先欄に記載された者をいいます。
- (17) 「申請書」とは、お客様が、本ライセンスの申し込み、更新拒絶、契約の解約その他の目的で、当社又は製品購入先に申し込みを行う際に使用する当社指定の書面をいいます。
- (18) 「提携事業者」とは、本ライセンスを提供するために当社がその時々において本ライセンスの一部を委託する第三者（当社の関係会社を含みます。）をいいます。
- (19) 「お客様用設備」とは、お客様が本ライセンスを利用するために設置し、かつ維持するコンピュータ（関連ソフトウェアを含みます。）並びに電気通信機器その他の設備（入出力装置を含む）をいいます。
- (20) 「本ライセンス用設備」とは、当社及び提携事業者が本契約又は関連契約に基づきお客様に対し本ライセンス又はその他のサービスを利用可能な状態にするために設置し、かつ維持する電気通信機器その他の設備（入出力装置を含む）をいいます。
- (21) 「データセンタ」とは iDC ライセンスにおける当社及び提携事業者が運営管理する、お客様の保有するデータを保存するサーバ又は当該サーバが設置された施設をいいます。
- (22) 「営業日」とは土日、祝祭日、夏季・冬季休暇など当社が休日と指定する日を除く、当社の営業日をいいます。
- (23) 「営業時間」とは、営業日の午前9時から午後6時の間をいいます。

第2条（申し込み・承諾）

1. お客様は、申請書に本ライセンスを利用する旨を記入して製品購入先に提出する方法により、本ライセンスの利用申し込みを行います。お客様は、本項に基づく申請書の提出を行った時点で本規約

の条項に拘束されることに同意したものとします。また、お客様は、本ライセンスが Secure Back Manager1 ライセンス及びその関連ソフトウェア全部を対象とするものであり、それらの一部のみにつき本ライセンスを利用する（例えば、Secure Back Client の複数ライセンスを有する際に、その1ライセンスのみを対象とする等）よう申請することはできません。

2. 当社は、前項の申し込みを審査してこれを承諾する場合、お客様に対し、本ライセンスの利用に必要な関連情報を記載したライセンス証書を送付します。
3. 当社は第1項の申し込みを承諾するか否かにつき、その裁量で判断できるものとし、次の各号にお客様が該当する場合には本ライセンスの申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用希望者が当社に提出した申請書などの記載情報に虚偽、不正確、記入漏れ、誤記等があった場合。
 - (2) 過去に契約違反等により、当社の提供するサービス（本ライセンスを含みます）の利用資格を取り消されたことがある場合。
 - (3) お客様及び第9条に定める利用者につき、第26条第1項又は第2項に定める解除事由のいずれかが発生しているか、当該事由に該当するおそれがある場合。
 - (4) お客様が希望する申し込みの内容が、予定されている本ライセンスの提供内容よりも、物理的、技術的又は容量的にみて超過している場合。
 - (5) お客様への本ライセンスの提供が、当社の他の顧客の本ライセンスの利用に対する支障又は障害となる場合。
 - (6) お客様への本ライセンスの提供につき、当社の業務遂行上の支障又は技術上の故障があると判断される場合。
 - (7) 申し込みの時点において、本ライセンスの提供が停止中である場合。
 - (8) その他当社が契約者として不適切と判断した場合。
4. 前項の規定により、当社が本ライセンスの申し込みを承諾しない場合、当社は、お客様に対しその旨を第33条第1項に定める方法にて通知します。

第3条 （本契約の成立）

お客様は、前条に基づき本契約の申し込みが行われ、当社が発行するライセンス証書を顧客が受領した時点から本ライセンスの利用ができるものとし、当社がライセンス証書を発行した時点をもって本契約が成立するものとします。

第4条 （本ライセンス及び本ライセンスの内容）

1. 本ライセンスは、ライセンス証書に記載された関連ソフトウェアの数量の合計に応じて提供され、当社が当該関連ソフトウェア及び iDC ライセンスを使用するための技術支援を提供する有料のサービスであり、本ライセンスは本ライセンスの提供を受ける権利です。
2. お客様は、関連ソフトウェア及び関連サービスの利用方法に関し、本ライセンスに基づいて問い合わせることができます。ただし当社は、お客様用設備などお客様が独自に保有する関連ソフトウェア及び関連サービス以外のソフトウェア又はハードウェアに関する問い合わせに対応をする義務はなく、また当社以外の製品購入先がお客様に対して独自に行った対応の結果について何らの責任も

負うものではありません。

3. 当社はおお客様が第8条に定める利用料金を支払うことを条件として、次の各号に定めるサービスを提供するものとします。

(1) アップデートサービス

関連ソフトウェアへの不具合修正を目的とした改訂版の提供(当社がリリースした場合に限ります。)、及び本ソフトウェアへの機能追加を目的とした改訂版の提供(当社がリリースした場合に限ります。)サービスです。なおこのサービスの詳細は、第13条に記載するものとします。

(2) ヘルプデスクサービス

関連ソフトウェア及びiDCライセンスを、関連資料に記載された所定の条件で利用するための電話・電子メールによる技術的なサポート、問い合わせの受け付けを行うサービスです。なお、このサービスの詳細は第14条に記載するものとします。

(3) リモートサポートサービス

関連ソフトウェア及びiDCライセンスを、関連資料に記載された所定の条件で利用することを目的とし、当社がおお客様のバックアップサーバにコンピュータネットワークを通じてアクセスを行い、お客様から要請された問題の解決又はその支援を行うサービスです。なお、このサービスの詳細は第15条に記載するものとします。

(4) iDC レポート

iDCライセンスの利用状況に関する定期的なレポートの送付を行うサービスです。なお、このサービスの詳細は第16条に記載するものとします。

(5) データ移送サービス

iDCライセンスの利用を目的とし、バックアップサーバからデータセンタへのデータ移送、又はデータセンタからバックアップサーバへのデータ移送を、お客様からの要請に基づいて当社が行うサービスです。なおこのサービスの詳細は、第17条に記載するものとします。

第5条 (本契約及び関連契約の遵守)

1. 当社は本契約に基づき本ライセンスを提供するものとし、お客様は本契約を完全に遵守し、かつ第9条に定める利用者に対しても本契約を遵守させるものとします。
2. お客様は本ライセンスを利用するにあたり、関連ソフトウェアに係る使用許諾契約等の関連契約に予め同意するものとし、自ら関連契約を完全に遵守し、かつ第9条に定める利用者に対しても関連契約を遵守させるものとします。

第6条 (契約期間・更新)

1. 本契約の契約期間は、本契約の契約成立日から1年間とします。
2. 当社は、前項で定める契約期間をライセンス証書に記載するものとします。
3. 本契約は、お客様が更新選択期間中に当社に対し当社所定の申請書をもって更新しない旨を通知しない限り、本契約の契約期間満了時点の契約内容をもって、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第7条（お客さまからの本ライセンスの内容の変更）

1. お客様が本契約の契約期間中に関連ソフトウェア（例えば、Secure Back Client 1 ライセンス）を追加で購入した場合、本ライセンスの対象となる関連ソフトウェアが同時に追加され、本ライセンスに係る利用料金も変更になるものとします。なお、お客様は当該変更のために、本ライセンスの内容変更を申し込む必要はなく、当該変更は、関連ソフトウェアの追加購入と同時に自動的に行われるものとします。
2. 当社は第 1 項で定める増量の申し込みを毎月末日に締め切り、当社が申請書を受領した日（但し、当該受領日が当社の営業日でない場合、当該受領日の翌営業日が当該受領日となるものとします。）の属する月の翌月に初めて到来した営業日に変更を反映するものとします。
3. お客様は、関連ソフトウェアの使用の停止その他理由の如何を問わず、本ライセンスの対象とされた Secure Back Manager 及びその他関連ソフトウェアのライセンス数を減らすことはできません。

第8条（利用料金及び支払方法）

1. 本ライセンスに係る利用料金及びその支払方法は、ライセンス証書に記載された製品購入先が定めるとおりとし、本条第 2 項以下は製品購入先が当社の場合の規定とします。
2. Secure Back Manager に係る本ライセンスの年間利用料金（以下、「Secure Back Manager サービスライセンス利用料金」といいます。）は、当社が定める最新の価格表に基づき定められるものとします。
3. Secure Back Manager 以外の関連ソフトウェアに係る本ライセンスの年間利用料金（以下、「Secure Back Client 等関連ソフトウェアサービスサービス利用料金」といい、Secure Back Manager サービスライセンス利用料金とあわせて、「利用料金」といいます。）は、当社が定める最新の価格表に基づき当該関連ソフトウェアのライセンス数に対応して算出されるものとします。なお本ライセンスは、保有ライセンス証書に記載された当該関連ソフトウェアのライセンス数の合計に対応する価格の Secure Back Client 等関連ソフトウェアサービスサービス利用料金でのみ利用できるものとし、当該関連ソフトウェアのライセンス数から一部を差し引いた数量に対応する価格の利用料金を前提とした本ライセンスの利用はできないものとします。
4. 前条により本契約が変更になった場合の本ライセンスの Secure Back Client 等関連ソフトウェアサービスサービス利用料金は、前条第 2 項で定める時点より適用されるものとします。
5. 当社は、本ライセンスの利用料金につき、本契約の各更新時に改定する権利を留保します。
6. お客様は、本ライセンスの初回購入時に本ライセンスの利用料金及び消費税の支払方法として、一括払い又は月額払いのいずれかを選択するものとします。ただし、これらの支払方法の選択及びその変更は、本契約の締結時または更新選択期間内でのみ行えるものとし、本契約の契約期間中は、お客様が第 7 条に従って本ライセンス内容の変更を行う場合も、これらの支払方法の変更はできないものとします。
7. お客様が本契約の更新時に支払方法の変更を希望する場合、ライセンス証書記載の更新選択期間内に、当社に対し、申請書にて変更を申し込むものとします。
8. お客様が第 4 項に定める支払方法から一括払いを選択した場合、当社はお客様から申請のあった本ライセンスの利用料金を申請当月の末日で締め切り、速やかに請求書を発行します。お客

様は、請求書発行月の末日までに、請求書記載の金額を、同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。一括払いを選択したお客様が第7条に従って本ライセンス内容を変更した場合の Secure Back Client 等関連ソフトウェアサービスサービス利用料金の増額分（ライセンス内容の変更の反映を行った月から契約期間満了日までの月額利用料金の合計金額とします。）及び消費税の支払いについても同様とします。なお振込に要する費用はお客様が負担するものとします。

9. お客様が第4項に定める支払方法から月額払いを選択した場合、お客様は当社への銀行振込による方法又は当社指定の集金代行業者を介した口座振替のいずれかの方法を選択するものとします。
10. お客様が前項の支払い方法から口座振替を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、当社指定の集金代行業者に対して請求依頼手続きを実施します。お客様は、本ライセンスの月額の利用料金及び消費税につき、当社が指定する集金代行業者を介し、当該集金代行業者の定めに従ってお客様が保有する金融機関の口座から月次振替にて支払うものとします。なお、振り替えに要する費用は当社が負担するものとします。
11. お客様が第9項の支払い方法から銀行振込を選択した場合、当社はお客様が翌月に利用する本ライセンスの数量を毎月月末で締め切り、速やかに請求書を発行します。お客様は、請求書発行月の末日までに、請求書記載の金額を、同請求書記載の口座に振り込む方法で支払うものとします。なお振込に要する費用はお客様が負担するものとします。
12. 前項の月額払いを選択したお客様が第7条に従って本ライセンス内容を変更したときは、本ライセンス内容の変更の効力発生日から、お客様が支払うべき本ライセンスの月額利用料金及び消費税が変更後の本ライセンスの内容について価格表に従った金額に変更され、当該変更後の月額利用料金及び消費税が、支払いの対象金額となります。
13. 本ライセンスの利用料金としてお客様から当社に対して支払われた金銭は、理由の如何にかかわらず返金しないものとします。
14. 本ライセンスの利用料金の支払いに対する領収書は、振込票の控え又は集金代行業者が発行する明細をもってこれに代えるものとし、当社は別途領収書の発行を行わないものとします。
15. 第24条に定める本ライセンスの運用停止であるか否かを問わず、お客様が本ライセンスを利用できない状態が生じた場合であっても、又はお客様が本ライセンスを利用しない場合であっても、本契約に従って支払うべき利用料金はこれに課される消費税相当額と共に発生し、お客様はこれを支払うものとします。

第9条（利用者及び利用場所）

1. 本ライセンスの利用者（本条に基づき許容される利用者を総称して、以下「利用者」といいます。）は、お客様及びお客様が雇用する従業員のみとします。なお、お客様が、お客様の支店、子会社を含む関係会社、業務委託先等、お客様が雇用する従業員以外の第三者に本ライセンスを利用させることを希望する場合、お客様は当社に対し、予めその旨を通知し、当社の承諾を得ることを必要と

します。当社はその承諾を不合理に拒否しないものとします。

2. 利用者の本ライセンスを利用することのできる場所は日本国内に限るものとし、お客様は申請書にて本ライセンスの利用場所を製品購入先に届け出るものとします。また、それらに変更が生じた場合、直ちにその内容を申請書への記入をもって製品購入先に届け出るものとします。

第10条（本ライセンス提供の営業時間）

1. 当社による本ライセンスの提供は、営業時間内でのみ実施されるものとします。
2. お客様が本ライセンスの提供を営業時間外において希望する場合、当社とお客様はその内容及び条件等につき協議の上、当該サービスの提供の可否及び提供方法、営業時間外利用料金及び支払方法を決定するものとします。ただし当社は、営業時間外に本ライセンスの提供を実施することを了承する義務を負わず、また営業時間外に本ライセンス提供業務を実施するための人員及び設備を備える義務を有しないものとします。
3. 前項により当社が営業時間外での本ライセンスの提供を実施した場合、その内容及び結果については本契約のすべての条項が適用されるものとします。

第11条（対応開始時間）

1. 当社は、お客様から本ライセンス提供の実施を要請された場合、その一時的な連絡及び対応を、お客様からの依頼を受けてから営業時間内の 24 時間以内に開始するものとします。
2. お客様は、前項による連絡及び対応が当社による一時的な対応について定めるものであり、これによりお客様に発生した障害又は問題のすべてにつき解決するものではないことに予め承諾するものとします。

第12条（対応言語）

本契約に基づく当社からお客様への対応は、電話、FAX、電子メールその他すべての連絡手段につき日本語により対応するものとし、当社は日本語以外の言語での対応を行う義務を負いません。

第13条（アップデートサービス）

1. お客様は、本契約の契約期間中、当社により関連ソフトウェアの新しいバージョンがリリースされ、アップデートサービスが利用可能になった場合、当社からの通知の有無にかかわらず、関連ソフトウェアのアップデートを利用する権利を有するものとします。
2. 前項のアップデートは、Secure Back Manager の機能によって提供され、当社はそれ以外の方法で提供する義務を負いません。
3. お客様はアップデートサービスの提供を受けるあたり、自らの責任と費用負担で、お客様用設備の他、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類の入手、管理、保守その他使用し得る状態に維持するものとします。
4. 当社はアップデートサービスの内容、提供の時期を当社独自の裁量で判断できるものとし、アップデートの際、お客様に対する通知を行うことなく、関連ソフトウェアの仕様変更、機能の追加、削除、修正を実施できるものとします。

第14条（ヘルプデスクサービス）

1. お客様は本契約の契約期間中、関連ソフトウェア及び iDC ライセンスの利用を目的として、本条で定めるヘルプデスクサービスの提供を受ける権利を有します。ヘルプデスクサービスは、電話又は電子メールを用いた連絡方法でのみ提供され、その内容は関連ソフトウェア及び iDC ライセンスの利用に関する技術的な支援に限られます。
2. お客様がヘルプデスクサービスの提供を希望する場合、当社に対して直接電子メール又は電話にて連絡を行う方法で依頼するものとし、当社がこれに対し対応を行う場合、当社の判断により電子メール又は電話のいずれかの連絡方法によるものとします。
3. 当社はお客様からヘルプデスクサービス提供の要請を受けた時及びヘルプデスクサービスの提供中、当該要請がヘルプデスクサービスの対応可能範囲を超えるものかどうかを当社独自の裁量で判断できるものとし、当該要請が対応可能範囲を超えると判断した場合、ヘルプデスクサービスを提供中か否か、及び当該要請が解決済みか否かを問わず、当該要請に対するヘルプデスクサービスの提供を停止又は拒否できるものとします。

第15条（リモートサポートサービス）

1. お客様は本契約の契約期間中、関連ソフトウェア及び iDC ライセンスの利用を目的として、本条で定めるリモートサポートサービスの提供を受ける権利を有します。リモートサポートサービスは、当社からお客様のバックアップサービスに対するリモートアクセス及び電話又は電子メールによって提供され、その内容は関連ソフトウェア及び iDC ライセンスの利用に関する技術的な支援に限られます。
2. お客様が関連ソフトウェア及び iDC ライセンスの利用を目的として当社によるリモートサポートサービスを希望する場合、お客様は当社に電話又は電子メールにてリモートサポートサービスの提供を依頼し、当社がお客様のバックアップサーバにアクセスするために必要な措置を当社の指示に従って実施するものとします。
3. 前項により当社がお客様のバックアップサーバにアクセスした場合、お客様は当社が本ライセンス提供の業務の実施過程でバックアップサーバに接続されたコンピュータの情報及びバックアップサーバに表示された情報を意図せず取得又は閲覧することに予め同意するものとします。
4. 当社は、お客様からリモートサポートサービス提供の要請を受けた時及びリモートサポートサービスの提供中、当該要請がリモートサポートサービスの対応可能範囲を超えるものかどうかを当社独自の裁量で判断できるものとし、当該要請が対応可能範囲を超えると判断した場合、当該案件に対するリモートサポートサービスを提供中か否か、及び解決要請のあった内容が解決済みか否かを問わず、当該要請に対するリモートサポートサービスの提供を停止又は拒否できるものとします。

第16条（iDC レポート）

1. お客様は本契約の契約期間中、お客様による iDC ライセンスの利用状況に関する定期的なレポートを当社から受け取る権利を有します。

2. iDC レポートは、ライセンス証書に記載のある電子メールに対して送信されるものとします。
3. iDC レポートに記載された情報は、当社が当社のシステムから取得した時点の情報とします。
4. 当社は iDC レポートに記載される項目を、お客様に対する通知を行うことなく当社独自の判断で変更できるものとします。
5. 当社はお客様に対し、iDC レポートを毎月送信しますが、その送信時期及び頻度は当社が独自に決定できるものとし、毎月定まった時期に送信する義務を負いません。

第17条（データ移送サービス）

1. お客様は本契約の契約期間中、当社に対し、第3項又は第4項に定めるデータ移送を、いずれか1度、追加的な手数料を支払うことなく依頼することができます。なお、お客様が契約期間中にデータ移送サービスを希望しなかった場合、データ移送サービスの提供を受ける権利は契約期間の満了と共に失効し、翌年度への繰り越しは行われたいものとします。
2. お客様は、前項のデータ移送サービスを依頼する場合、申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出するものとします。
3. お客様は、バックアップサーバからデータセンタへのデータ移送を要請する場合、当社の指定する方法に従ってバックアップサーバのデータを、当社が所有しお客様に貸し出す所定の外部記憶媒体（以下「記憶媒体」といいます。）に書き込んだ上、当該記憶媒体を当社に対して発送するものとします。なお当該記憶媒体を当社に発送する際に当社からその発送方法について特別の指定があった場合、お客様はその指定に従って当該記憶媒体を発送するものとします。
4. お客様がデータセンタからバックアップサーバへのデータ移送を要請する場合、当社は、記憶媒体にお客様が iDC ライセンスを利用してデータセンタ保存したデータを書き込み、当該記憶媒体をお客様が申請書において指定した住所に発送するものとします。
5. 外部記憶媒体が送付の過程で滅失、毀損した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、データ移送サービスにおいて全てのデータが完全かつ正確に移送されることを保証するものではありません。
7. お客様は、当該記憶媒体を受領した後15日以内（ただし、天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由が発生している場合はこの日数を合理的な範囲内で延長できます。）に、当該記憶媒体に書き込まれたデータを検証し、データ移送が完了したことを確認するものとします。なおデータ移送が未完了であった場合は、その旨を当社に通知するものとします。当社は、当該通知を受領し、データ移送が未完了であることが確認できた場合、当該記憶媒体への書き込み及び移送を再度実施するものとします。
8. 前項の場合を除き、お客様が第1項以降に定める回数を超えてデータ移送サービスの提供を希望する場合、データ移送サービスに係る費用は別途発生し、当該費用及びその提供方法は価格表のとおりとします。

第18条（使用方法及びお客様の責任）

1. お客様は、自ら本契約及び関連契約の各条項を遵守するのみならず、その他の利用者に本契約及び関連契約の各条項を遵守させるものとし、当該利用者による本契約及び関連契約の各条項に違反が

あった場合、当該利用者の違反をもってお客様の違反とみなされることに同意するものとします。

2. お客様は第9条に定める利用者に対し、本ライセンスの利用において日本国内外の著作権法並びに著作権者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する全ての法令を遵守させる責任を負うものとします。
3. お客様は自らの責任と費用負担において、本ライセンスを使用する上で必要な関連ソフトウェアを購入し、当該関連ソフトウェアをお客様のコンピュータにインストールするものとします。
4. お客様は本ライセンスの提供を受けるにあたり、本ライセンスの対象となる関連ソフトウェアがインストールされたコンピュータに保存されているデータ、設定、各種ソフトウェア等の損失に備え、お客様の責任においてバックアップを行う等必要な措置を予め実施するものとします。
5. お客様は自らの責任と費用負担で、お客様用設備の他、インターネット、電気通信サービスその他必要な装置類の入手、管理、保守その他利用し得る状態に維持するものとします。
6. お客様は、お客様その他利用者のいずれかが本ライセンスを利用したことに起因又は関連して発生した第三者からの権利主張、要求、費用、損害、損失、責任及び支払いについて、自己の責任をもって解決するものとし、当社、製品購入先及び提携事業者に対し、何らの損失、負担、迷惑を与えないものとします。

第19条（届出事項の変更）

1. お客様は、各申請書に記入した内容及び請求書送付先に関する事項に変更があった場合、速やかに製品購入先に連絡するものとします。なお変更内容は当社が定める申請書に記載して製品購入先に提出するものとします。
2. お客様が前項の変更手続を怠った場合、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされます。

第20条（委託）

当社は、本ライセンスの提供に係る業務の一部を提携事業者に対して委託することができるものとします。当社が提携事業者に対して本ライセンスの提供に係る業務の一部を委託する場合、当社は、当該委託部分について、提携事業者の選任及び監督についての責任を負担します。

第21条（禁止事項）

お客様及び第9条に定める利用者は、本ライセンスの利用にあたって次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本契約、関連契約又はその他のお客様と当社との間の契約その他の合意に反する行為。
- (2) 本契約若しくは関連契約に基づく当社による義務の履行、本契約若しくは関連契約に関する当社による本ライセンス、関連ソフトウェア又はその他のサービスの提供、当該履行若しくは提供に要する機器、設備その他施設の管理運営を妨げる行為、又は当社の信用を毀損する行為若しくはそのおそれのある行為。
- (3) 他人又は架空の名義により、本ライセンスを利用する行為。
- (4) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本ライセンスの一部又は全部を、第三者に対し、

再販、貸与、リースその他の方法で処分し、又は利用させる行為。

- (5) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約に基づきお客様に付与される契約上の地位、権利及び義務を、第三者に対して譲渡、移転し、又は引き受けさせる行為。
- (6) 第三者の知的財産権若しくはその他の権利を侵害する恐れがあるか、又は第三者のプライバシーを侵害し、若しくは名誉、信用を毀損する恐れのあるデータを転送若しくは保存する行為。
- (7) コンピュータウイルス又はその他の有害なコンピュータコード（それらの含まれるファイル等を含みます。）含む何らかのデータを転送又は保存する行為。
- (8) 犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
- (9) 公序良俗に反する行為。
- (10) 法令に反する行為又はそのおそれのある行為。
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為。

第22条（利用の停止）

1. 当社は、お客様又は第9条に定める利用者が前条の禁止事項を行っている可能性があるとして判断した場合、お客様に対して本ライセンスの利用を停止することを要求し、お客様が本ライセンスを利用して当社又は提携事業者のサーバに記録した電子データを削除し、又は当社のホームページその他本ライセンス用設備へのアクセス許可の停止、本契約若しくは関連契約に基づくお客様に対するサービスの提供の停止若しくは関連ソフトウェアの使用停止、その他当社が適切と考える措置をとるよう要求することができるものとします。また、お客様が遅滞なくかかる当社の要求に応じない場合、当社はおお客様の承諾を得ることなく当該措置を実施することができるものとします。
2. 前項の措置を実施したことによってお客様又は第三者に損害等が発生した場合でも、当社は何ら責任を負わないものとします。

第23条（損害賠償）

1. お客様は、本ライセンスの利用に関連して当社の他の顧客その他の第三者に対して損害を与えた場合、当該第三者が主張するあらゆる請求について自己の費用と責任をもって解決するものとします。また、お客様が本ライセンスの利用に関連して当社の他の顧客その他の第三者から損害を受けた損害についてお客様が主張するあらゆる請求についても同様とします。
2. お客様その他の利用者が第21条の禁止事項を行ったこと、お客様その他利用者が本契約又は関連契約の各条項に違反したこと、その他本ライセンスの利用に係るお客様の故意又は過失により当社、製品購入先、提携事業者又は第三者が損害、損失、費用等（弁護士費用を含み、第三者からの請求に基づくものを含む）を被った場合、お客様は、当該損害、損失、費用等の賠償の責を負うものとします。

第24条（遅延利息）

1. お客様が本ライセンスの利用料金その他本契約に基づく債務の支払を怠った場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から実際に支払われるまで、年14.6%の遅延利息を支払うものとします。
2. 本ライセンスの利用料金その他本契約に基づく債務の支払に要する手数料その他の費用は、お客様

が負担するものとします。

第25条（お客様による本契約の解約）

1. お客様は、本条に従って（なお、第27条に基づく場合も含みます。）本契約の全部を解約する場合を除き、本契約の契約期間満了前に、本契約を解約することはできません。
2. お客様は、契約期間の満了前に本契約の解約を希望する場合、本契約を解約する旨の申請書に必要事項を記入して製品購入先に提出するものとし、当該申請書に記載された解除希望月の末日をもって本契約の全部が解約されたものとします。
3. お客様は、第27条第2項に基づく解約の場合を除き、当社に対し、前項の解約日の翌日から契約期間満了日までに係る利用料金及び消費税相当額の合計額の半額を当社の指定する方法により支払うものとします。
4. いかなる場合もお客様は、契約期間中、本契約の一部を解約することはできないものとします。

第26条（解除）

1. お客様につき以下の各号のいずれか一つ以上に該当する事由がある場合（お客様が法人の場合、その役員及び従業員（正社員、アルバイト、派遣社員等を含み、雇用の形態を問いません。）が以下の各号に該当する事由がある場合を含みます。）には、当社はお客様に対し何らの催告又は通知を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします（なお、製品購入先が当社であるか否かを問いません。）。本項の定めにより本契約が解除された場合、お客様はその時点で発生しているすべての債務を速やかに履行するものとします
 - (1) 第21条各号の禁止事項を行った場合。
 - (2) 本契約及び関連契約に基づく債務の支払を怠った場合。
 - (3) 本契約に違反し（ただし、前各号に違反する場合を除く）、当社からの通知を受領後10日以内に当該違反を是正しなかった場合。
 - (4) 本契約締結後に、第2条第3項各号に掲げるいずれか一つ以上事由のあることが判明した場合。
 - (5) 反社会的勢力（暴力団、総会屋、その他の反社会的な団体又は個人）であること若しくはあつたことが判明した場合、又は反社会的勢力と、目的のいかんを問わず、資本関係、取引関係、人的関係等のあること若しくはあつたことが判明した場合。
 - (6) 法令違反若しくは罪を犯し、又は刑事事件に関与していることが疑わしいと当社が認めた場合であつて、本契約を締結することが当社の信用を害するおそれがあると当社が判断した場合。
 - (7) 当社の他の顧客若しくは製品購入先その他取引先の利益を不当に害したとき、又は当社の信用、社会的名声若しくは地位を傷つけ、若しくは当社の業務を妨害した場合。
 - (8) 特定の6ヵ月間に当社から本契約の義務の不履行又は違反に関する通知を3回受領したとき。ただし、当該不履行又は違反が是正されたか否かは問いません。
2. 当社及びお客様は、次の各号に該当する事由のいずれかが発生した場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 監督官庁より営業の停止その他業務継続不能の処分を受けた場合。
 - (2) 支払停止又は支払不能、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算、又は

特定調停の申立てをし、又は申立を受けた場合。

- (3) 仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分がなされた場合。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
- (5) 前4号のほか、お客様の営業上又は財務上の信用状況が悪化し、又はそのおそれがある場合。
- (6) 廃業又は解散した場合。

第27条（本ライセンスの変更・終了）

1. 当社は、本契約、本ライセンスの内容、関連ソフトウェアの仕様、関連契約の内容、関連契約に基づくサポートその他関連するサービスの内容の一部又は全部を、お客様からの事前の同意を得ることなく変更又は終了できるものとします（以下総称して「本契約の変更又は終了」といいます。）。本ライセンスの内容が変更になった場合、変更後の料金その他一切の提供条件がお客様に対して適用されるものとします。
2. 前項による本契約の変更又は終了を行う場合、当社は、お客様に対して60日間の事前の予告期間を設けて変更後の本契約を第33条第1項に定める方法により通知するものとします。この場合、お客様は予告期間内に限り第25条の規定に従って本契約を解約できるものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が決定した本契約の変更及び終了の結果、いかなるお客様についても、本ライセンスの利用のための具体的な費用（お客様用設備の改善のための費用を含みます）の増加が生じない場合、その他いかなるお客様についても不利益が生じない場合、当該変更は、前項に基づく通知が行われたと同時に、その効力が生じるものとします。
4. 本条により本ライセンスが終了となった時点で、当社が本ライセンスの代替となるサービスを提供できる場合、第33条第1項に定める方法によりお客様に通知するものとします。

第28条（電気通信設備の故障）

当社及びお客様は、本ライセンスの正常な運用を妨げる何らかのシステムのトラブル又は故障を発見したときは、速やかに相手方に通知するものとします。当社は、その原因を調査するものとし、iDCライセンス用設備に原因があることが判明した場合、必要な復旧その他の対応を行います。また、お客様用設備、電気通信回線その他の設備に原因があることが判明した場合、お客様において必要な復旧その他の対応を行い、当社は何らの責任も負担しないものとします。当社及びお客様は、必要な復旧その他の対応を行うに際して相手方から要請された場合には、その状況下で実施可能な協力を誠実に行うものとします。

第29条（本ライセンスの提供停止）

1. 当社は次の各号に該当する場合、当社の判断に基づいて本ライセンスの運用を停止することができるものとします。
 - (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由が発生し、又は発生するおそれがある場合。
 - (2) 第28条に定める電気通信設備の故障が発生した場合等、本ライセンス用設備の保守上、維持管

理上又は工用上やむを得ない事由が生じた場合。

- (3) 本ライセンス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合。
 - (4) 法令による規制、司法機関、行政機関その他規制機関の判決、命令、決定等がなされた場合。
 - (5) その他、当社が必要やむを得ないと判断した場合。
2. 当社は、前項に基づき本ライセンスの提供が停止されたことによって生じたお客様及び第三者の損害、損失、費用等については一切責任を負いません。
 3. 当社は、本条の定めにより本ライセンスの全部又は一部の運営を停止する場合は、予めその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第30条（免責）

1. 当社は、本ライセンス又は本契約に関連して発生した損害、損失、費用等のために当社が負う法律上の責任につき、直接的な通常損害以外の特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害等一切の損害、損失、費用については、予見可能な事情に基づくか否かを問わず、何ら責任を負わないものとし、なお以下に列挙された事由（ただし、これらに限られない。）は、当社の責めによらない事由であり、当該事由からお客様に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、当社はそれらについていかなる法律上の義務も責任も負わないものとし、
 - (1) 天災、地変、地震、水害、噴火、津波、火災、停電、戦争、暴動、騒乱その他の不可抗力事由。
 - (2) お客様用設備、電気通信回線その他本ライセンス用設備に属さない設備又は運用環境における瑕疵又は欠陥。
 - (3) 第三者からコンピュータウイルス対策ソフトを入手し、本ライセンス用設備を保護していたにもかかわらず生じた、コンピュータウイルス等不正なプログラムの本ライセンス用設備への侵入及び感染。
 - (4) 本ライセンス用設備への第三者の故意による不正アクセス又はハッキング。
 - (5) お客様又は利用担当者あるいは第三者による関連情報の不正利用。
 - (6) 提携事業者が本ライセンスを利用可能な状態にするために設置し、かつ維持する電気通信設備その他の設備（入出力装置を含む）及びソフトウェアにおける瑕疵又は欠陥。
2. お客様に対する本ライセンス又は本契約に関する損害賠償等の総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求の原因の如何にかかわらず、お客様が直近の6ヵ月に当社に支払った本ライセンス利用料金の金額を限度とするものとし、当社は、当社の故意又は重過失によって生じた損害について本項に定める金額の範囲内での損害賠償を負担する以外、一切の責任を負わないものとし、
3. 本ライセンスを利用して解決を要請した問題が解決までに至る時間は、お客様から要請された問題の内容によって長期間に及ぶことがあります、解決に要する時間がお客様の予想を超えたことによってお客様に発生したあらゆる損害につき、当社は責任をおうものではありません。
4. 当社は、本ライセンスがお客様の要求及び目的を完全に満たすことを保証せず、お客様から解決要請のあった問題が完全に解決すること、改善することを保証するものではありません。
5. 当社は、お客様が独自に保有する環境において本ライセンスが利用可能であることを保証しません。
6. 当社は、本ライセンスにつき、本契約に明確に定める責任以外、表明保証責任、補償責任、賠償責

任その他いかなる責任も負わないものとします。

第31条（情報の収集）

お客様は、当社がお客様に対する本ライセンスの提供を目的として、関連ソフトウェアがインストールされているコンピュータの情報及び当該コンピュータに接続されているコンピュータ及びそのコンピュータネットワークに関する情報の開示をお客様に求め、当社自ら当該情報を収集し、検討、分析する必要があることに同意するものとします。ただし当社は、収集、検討、分析した情報についてお客様の個人情報と関連付けることはせず、当社の情報セキュリティ基本方針に従って管理するものとします。なお、当社の情報セキュリティ基本方針の内容は、当社ホームページをご覧ください（下記参照）。

http://www.ri-ir.co.jp/security_policy.html

第32条（秘密保持）

1. 当社及びお客様は、相手方より秘密と指定された上で開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として取り扱い、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとします。ただし、かかる秘密情報を受領した当事者（以下「情報受領者」といいます。）は、法律、規則、政府ないし裁判所の命令に基づき開示が義務付けられた情報については、当該義務付けられた範囲で開示することができるものとします。この場合、当該開示の必要性が明らかになった後、直ちに（かつ可能な限り当該開示の前に）相手方に対してその旨を通知するものとします。
2. 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については、適用されません。
 - (1) 受領の時点で既に公知であった情報又は情報受領者の責によることなく公知となった情報。
 - (2) 受領した時点で情報受領者が既に保有していた情報。
 - (3) 情報受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 情報受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報。
3. 当社が本ライセンス、関連サービス、関連ソフトウェア、関連資料、その他関連契約に規定するその他の製品若しくはサービスに関連する業務の一部を第三者に委託した場合、当社は本契約又は関連契約に基づき、又は当該業務の遂行上必要な範囲において秘密情報を当該第三者に開示することがあり、お客様はこれに予め異議なく同意するものとします。
4. お客様は、当社が本契約及び関連契約に基づく業務の実施過程において、お客様の保有するコンピュータにアクセスすることを依頼された場合に、お客様のコンピュータから意図せず情報を取得することがあることに予め異議なく同意するものとします。その場合、当社は取得した情報を本条で定める秘密情報として取り扱います。

第33条（通知）

1. 当社がお客様に対し、本契約及び本ライセンスに関連して通知をする場合、書面、ライセンス証書記載のアドレス宛の電子メール、当社の Web サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法によるものとします。
2. お客様は当社からの通知が前項に定める方法により行われることを了承し、当該通知を受領す

るために、適宜通知の有無を確認することに同意するものとします。

3. 当社が第1項に基づき電子メール又はWebサイトへの掲載により通知を行った場合、当該通知はインターネット上に配信された時点をもってお客様に到達したものとみなします。

第34条（協議）

本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第35条（準拠法及び合意管轄）

本契約は日本国法を準拠法とし、当社及びお客様は本契約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

第1条 本規約は、平成20年6月1日から有効とします。